

教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準

令和7年度中学校において使用する教科用図書の採択にあたっては、下記の基準によるものとする。

記

- 1 採択の公正確保を期すること。
- 2 教科用図書採択協議会の概要を公表するなど、開かれた採択に努めること。
各採択地区の教科書展示会において見本本についてのコメントを求めるなど、保護者等の声を参考にすること。
- 3 「教科用図書採択地区協議会規約例」を参考にし、採択地区内の市町等教育委員会が十分協議すること。
- 4 中学校学習指導要領（平成29年3月31日 文部科学省告示第63号）の趣旨を踏まえること。
- 5 従前の採択教科用図書の使用結果を適正に評価するとともに、当該採択地区内の中学校教育の実情を十分勘案すること。
- 6 県教育委員会が作成する「令和7年度使用中学校教科書選定に関する参考資料」を活用すること。
- 7 採択事務の遂行に当たっては、教科用図書の内容についての十分な調査研究を行うこと。
- 8 採択結果及びその理由をはじめとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと。